

◎新潟県告示第66号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成31年1月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 処分をした年月日 平成30年12月17日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社新明電気
八木 正彦
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区山二ツ4-7-5
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-26）第41797号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年12月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年12月26日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
トウヨウ株式会社
水澤 隆彦
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市大島本町5-111-15
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般特-27）第28048号
 - 5 処分の内容 機械器具設置工事業、電気通信工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年12月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年12月14日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社アキハ
五十嵐 貴光
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市秋葉区程島1962-3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-27）第44770号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業、舗装工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年12月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年12月13日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社のぞみテック
杉山 哲也
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区東出来島10-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-28）第43879号
- 5 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成30年12月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成30年12月11日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社土田工業所

土田 重人

3 主たる営業所の所在地

長岡市浦瀬町154

4 許可番号 新潟県知事許可（般-27）第17022号

5 処分の内容 建築工事業、左官工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成30年12月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成30年12月3日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

東新環境保全株式会社

中津留 敏彦

3 主たる営業所の所在地

柏崎市両田尻162-1

4 許可番号 新潟県知事許可（般-28）第38560号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成30年12月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。